

4．責任ある経営体制の確立のための方策

(1) 金融機関の社会性・公共性を踏まえた経営理念

新銀行の経営理念および行動規範を以下の通りと定めます。

[経営理念]

経営理念におきましては、新銀行の経営に関する普遍的な考え方を示します。

お客様に、より一層価値あるサービスを提供し、お客様と共に発展する。

事業の発展を通じて、株主価値の永続的な増大を図る。

勤勉で意欲的な職員が、思う存分にその能力を発揮できる職場を作る。

[行動規範]

行動規範におきましては、経営理念に基づき、新銀行の役職員の行動指針を示します。

行動規範は、今後 10 年程度を展望して作成しておりますが、経営環境の変化等により変更の必要が生じた場合には、都度見直してまいります。

株主価値の増大に努めると同時に、顧客、職員等のステークホルダーとの健全な関係を保つ。信用を重んじ、法律、規則を遵守し、高い倫理観を持ち、公正かつ誠実に行動する。

知識、技能、知恵の継続的な獲得・更新を行い、同時にあらゆる面における生産性向上に注力し、他より優れた金融サービスを競争力のある価格で提供する。

お客様一人一人の理解に努め、変化するニーズに合った価値を提供することにより、グローバルに通用するトップブランドを構築する。

「選択と集中」を実践し、戦略による差別化を図る。経営資源の戦略的投入により、自ら選別した市場においてトッププレイヤーとなる。

先進性と独創性を尊び積極果敢に行動し、経営のあらゆる面で常に他に先行することにより、時間的な差別化を図る。

多様な価値観を包含する合理性と市場原理に立脚した強い組織を作る。意思決定を

迅速化し、業務遂行力を高めるために、厳格なリスクマネジメントの下、権限委譲を進める。

能力と成果を重視する客観的な評価・報酬制度の下で、高い目標に取り組んでいくことにより、事業も職員も成長を目指す。

(2) 経営体制

新銀行の経営体制は以下の通りであります。

イ．コーポレートガバナンス体制

業務執行機能と、それを株主利益の観点から監督する機能の分化と強化を図ります。

[監督体制]

取締役会が、業務執行を効果的に監督する体制を構築いたします。

具体的には、社外取締役を複数名選任するとともに、取締役候補者の選定、役付取締役・代表取締役の選任等に関する事項を審議する人事委員会、取締役および執行役員の報酬、ストックオプションの付与等に関する事項を審議する報酬委員会、リスク管理およびコンプライアンスに関する事項等を審議するリスク管理委員会を、取締役会の機能を補完する内部委員会として設置して取締役会の実効性を強化してまいります。

また、取締役会の議長である取締役会長は執行役員を兼務せず、主に業務執行の監督にあたる位置づけといたします。

[業務執行体制]

業務執行上の意思決定機関として経営会議を設置します。経営会議は頭取が主宰し、頭取が指名する執行役員によって構成され、業務執行上の重要事項等について、経営会議の構成役員間で協議を行ない、その採否を決定する体制とします。

執行役員には、実力主義・成果主義の人事・報酬制度を適用し、株主価値の向上へ向けたインセンティブを強化する狙いから、ストックオプション制度の拡充を図ります。なお、ストックオプション制度につきましては、従業員の長期業績向上へのインセンティブの一環として支給対象範囲を拡充してまいります。

また、新銀行の経営会議以外の諸会議・委員会につきましては、現在名称、構成メンバー等を含め検討中であります（図表８）。

（図表８）経営諸会議・委員会

名称	議長	メンバー	担当部	開催頻度	目的・討議内容
取締役会	取締役会長	取締役、監査役	総務部	月１回	経営の重要事項の決定および業務執行の監督
人事委員会	取締役会長	頭取、人事部担当役員、社外取締役	人事部	必要に応じて開催	取締役候補者の選定、役付取締役・代表取締役の選任等に関する事項の審議
報酬委員会	社外取締役	取締役会長、頭取、人事部担当役員、社外取締役	人事部	必要に応じて開催	取締役および執行役員の報酬に関する事項の審議
リスク管理委員会	取締役会長	頭取、統合リスク管理部担当役員、融資企画部担当役員、総務部担当役員、経営企画部担当役員、社外取締役	総務部	半期に１回	リスク管理方針等リスクに関する事項の審議
経営会議	頭取	頭取が指名する執行役員	経営企画部	必要に応じて開催	当行グループ経営にかかる業務執行上の重要事項等の討議・決定
市場リスク会議	頭取	経営会議を構成する役員、投資銀行統括部長、市場営業部門各部長、経営企画部長、統合リスク管理部長、監査部長	統合リスク管理部 市場営業統括部	４半期に１回	市場リスク（含む流動性リスク）管理の基本方針、市場リスク極度等に関する事項の討議・決定
信用リスク会議	頭取	経営会議を構成する役員、経営企画部長、融資企画部長、統合リスク管理部長、監査部長、資産監査部長	融資企画部	必要に応じて開催	信用リスク管理の基本方針、自己査定基準・償却引当基準等に関する事項の討議・決定
システム戦略会議	頭取	経営会議を構成する役員、経営企画部長、情報システム企画部長、事務統括部長、各業務部門統括部長	情報システム企画部	半期に１回	システム企画案件の開発優先順位付け等の討議・決定
執行役員連絡会	-	海外に常駐する執行役員を除く執行役員	経営企画部	月１回	取締役会の決議事項、経営会議の決定事項の伝達および執行役員間の意見交換

名称	議長	メンバー	担当部	開催頻度	目的・討議内容
A L M 委員会	統合リスク管理部担当役員 市場営業部門統括責任役員	経営企画部担当役員、各業務部門統括部長、市場営業部門各部長、経営企画部長、統合リスク管理部長、関連事業部長	統合リスク管理部 市場営業統括部	月1回	A L M 運営にかかわる事項の審議・報告

(注) 新銀行の経営諸会議・委員会については、現在上記案をベースに名称、構成メンバー等を含め検討中。これらの他にも、行内格付委員会、コンプライアンス委員会、職務評価委員会、人権啓発委員会、環境委員会、CS委員会等の設置も検討中。

ロ．組織および経営陣

新銀行には6つの業務部門（個人部門、法人部門、企業金融部門、国際部門、市場営業部門および投資銀行部門）と3つの本社部門（コーポレートスタッフ部門、コーポレートサービス部門および業務監査部門）を設置いたします。

各業務部門につきましては、「統括責任役員」が部門運営を統括し、また、本社各部の所管分掌は「担当役員」が担当・遂行する体制といたします。合併当初の組織図（予定）は図表9の通りであります。また、部室等の所管分掌等詳細につきましては、引続き検討してまいります。

なお、各部門内の組織設計にあたっては、迅速な意思決定を実現するために、組織・意思決定の階層を出来る限り少なくし、また部門の機動的な運営を促進するため、各業務部門にはそれぞれの業務運営上必要な権限（投資・経費支出権限、与信権限等）を委譲する方針であります。

[業務部門]

業務部門としては、顧客マーケットセグメントに対応して、個人部門（個人取引を担当）、法人部門（中堅・中小企業取引を担当）、企業金融部門（大企業取引を担当）、国際部門（海外取引を担当）、市場営業部門（トレジャリー業務を担当）の5つの業務部門と、各業務部門と有機的に連携し、各部門が有する顧客に対して様々な金融サービスを提供する投資銀行部門を設置する方針であります。なお、国内営業店は、個人部門と法人部門とを分けて設置することに伴い、主として個人顧客を担当する「支店」と中堅・中小

企業法人を担当する「法人営業部」とを分けた体制といたします。

各業務部門の業績を管理・評価するために、リスク資本コスト勘案後収益を指標とした経営管理制度を適用する方針であります。これは、リスクと収益のバランスのとれた業績拡大を図っていくことにより、株主価値を継続的に創造していくことを目的としています。

リスク資本コスト勘案後収益 = 当期利益 - リスク資本額（注）× 資本コスト率

（注）リスク資本額とは、その業務から発生することが想定される損失をカバーするために必要な資本の額であります。

[本社部門]

コーポレートスタッフ部門

コーポレートスタッフ部門には、経営執行を支援するスタッフ機能と、全行的なリスクマネジメント機能を集約いたします。具体的には、広報部、経営企画部、統合リスク管理部、人事部、総務部、法務部等を設置いたします。

コーポレートサービス部門

コーポレートサービス部門には、行内外向けの各種サービス提供機能を集約します。具体的には、情報システム企画部、事務統括部、ネットビジネス企画部、EC業務部等を設置いたします。

業務監査部門

各業務部門ならびにコーポレートスタッフ部門、コーポレートサービス部門から独立し、業務運営状況の客観的なチェック、およびその適切性を検証する機能を集約します。具体的には、コンプライアンス、市場リスク、システムリスク等の監査を所管する監査部の他、検査部、資産監査部等を設置いたします。

(3) ディスクロージャーに係る考え方

イ．基本的考え方

新銀行は、「事業の発展を通じて株主価値の永続的な増大を図る」ことを経営理念の1つとして掲げ、株主価値経営を基軸に据えたコーポレートガバナンス体制をとっております。新銀行は、企業・経営情報の適切なディスクロージャーをこうした株主価値経営の前提と位置づけております。

また、近年経済・金融市場のグローバル化によって市場によるガバナンスという潮流が加速している下では、株主に限らず様々なステークホルダーへの説明責任(アカウンタビリティ)を全うするために、所謂選択的開示(セレクトティブ・ディスクロージャー)問題に十分に配慮しつつ広範かつ公平な形でディスクロージャーを充実させていくことが、責任ある経営のために必須であると認識しております。

したがって、銀行法、商法、証券取引法、さらに証券取引所等の規則等に基づいた制度的ディスクロージャーに加えて、内外多数の株主、投資家、預金者その他の顧客が、新銀行の実態を正確に認識・判断できるよう財務内容、経営方針、業務戦略等に関する自主的ディスクロージャーを充実させることが経営上の最重要課題の一つであると考えております。新銀行は、「公平」、「適時」、「継続」、「分かり易さ」を原則とした自主的ディスクロージャーの充実に努めていく所存であります。また、ディスクロージャーを通じた市場との対話・市場の評価を経営にフィードバックすることが、健全な銀行経営推進のためには不可欠であると考えております。

新銀行といたしましては、このような努力により株主、投資家、預金者その他の顧客の新銀行に対する信頼を高めることができるものと考えております。

ロ．具体的方策

以上のような考え方に基づき、さくら・住友両行はすでに統合合意発表以来、新銀行の姿および統合の進捗について、随時プレスリリースその他の刊行物を通じて、また数度にわたる内外での経営トップによる「会社説明会」開催を通じて自主的ディスクロ-

ジャーの充実に努めてきております。また、説明会実施後には、両行各々がその説明資料を速やかにホームページに掲載し、株主、投資家、預金者その他の顧客に対する広範かつタイムリーな情報開示を図ってまいりました。

新銀行は、こうした経営トップによる適時の会社説明会の実施に加えて、アニュアルレポート、ディスクロージャー誌等の刊行物、および適時開示情報等の記載内容、発行形式等を一段と充実させてまいります。同時に、ホームページを始めとする各種ウェブツールを積極的に活用することで、国内外を問わず、多数の株主、投資家、預金者その他の顧客が、迅速かつ簡単に、様々な経営・財務情報にアクセス出来るように努めていく所存であります。併せて、「公平」「適時」「継続」等の原則遵守を確保するために、行内におけるディスクロージャーおよびIR推進体制の一層の整備等も積極的に進めてまいります。

5. 配当等により利益の流出が行われなかったための方策等

(1) 資本注入後の資本の状況

公的資金による自己資本充実後の基本方針としては、将来における、公的資金によって引受けられた優先株式の利益による消却を前提として、剰余金を蓄積し、Tier 資本を増強することに主眼を置いております。

Tier 資本につきましては、劣後債務のリファイナンス等により原則として残高を維持してまいりましたが、Tier 重視、収益力強化の観点から、その依存度を低くしていくことを経営上の課題と認識いたしております。

なお、リファイナンスのための劣後調達にあたりましては、従来の生命保険各社からの調達に大きく依存した構造から脱却し、投資家層を拡大する観点から、住友銀行は平成 11 年 6 月に米国市場において 10 億ドルの期限付き劣後債、また、平成 12 年 6 月には国内公募市場において 500 億円の「ベンチマーク劣後債」(機関投資家のベンチマークとなるボンドインデックスに採用されるよう商品性を工夫し、安定的な発行を目指すことを市場にアナウンスした劣後債)を各々発行いたしました。さくら銀行も同様に、平成 12 年 7 月に国内公募市場において 500 億円の期限付き劣後債を発行いたしました。

(2) 新銀行の資本政策

イ. 基本的考え方

新銀行におきましても、公的資金の早期返済を念頭におきつつ、業務の再構築と合併による効果の実現により内部留保の蓄積を図り、Tier 資本を質・量ともに充実させることを第一義の方針といたします。

具体的には、平成 16 年度までに Tier 比率を 7%以上とすること(新銀行が受け入れている公的資金の半額を返済することを前提)を目標といたします。また、B I S 自己資本比率につきましては、国際的に活動する銀行として求められる 10%台を安定的に維持したうえで、平成 16 年度までに 11%以上とすること(同)を目標といたします。な

お、自己資本比率につきましては、為替換算勘定差額金やその他有価証券の含み損益の資本直入、ダブルギアリング規制に係る控除項目の追加により、平成 12 年度以降「当初計画」とは異なる算定方法が採用されていますが、新銀行は、これらの規制変更影響の勘案後で目標値を達成する所存であります。

Tier 資本につきましては、新銀行が Tier 資本の増強を第一義的目標とするため、補完的資本である劣後債務への依存度を順次引き下げてまいりの方針であります。具体的には、劣後債務の調達にあたっては、期末の B I S 自己資本比率で 10% 以上を安定的に維持するために必要な水準の調達を行うことを基本といたします。その結果、年間の劣後調達額は、1,000 ~ 3,000 億円となりますので、劣後債務に係わるコストを節減することが可能となります。

なお、国内公募市場におきましては、「ベンチマーク劣後債」を今後も毎年 1,000 億円程度発行してまいりの方針であります。

また、年度で 1,000 億円を超える劣後調達が必要な場合におきましては、海外市場を積極的に活用し、新銀行の劣後債に対する投資家層の拡大と日米欧各市場でのバランスの取れた安定的な調達基盤の構築を図ってまいります。

ロ．配当、役員報酬・賞与についての考え方

配当方針等につきましては、現状、以下の通り考えております。

まず、配当につきましては、収益力を早期に強化し、自己資本の充実に目処をつけた上で、グローバルスタンダードに基づく株主重視の考え方に則った配当方針へのシフトを展望しております。

具体的には、新銀行が適正な収益水準（具体的には、税引後当期利益が 2,000 億円程度）が安定的に維持できる場合において、各年度の配当額を配当性向を勘案して決定してまいりたいと考えております。

また、役員報酬・賞与につきましても、配当方針の考え方と同様に、新銀行の業況や内部留保の蓄積状況、中期的な業績展望等を慎重に検討したうえで、支給額を決定して

まいりたいと考えております。支給額の水準につきましては、外部取締役等をメンバーとする報酬委員会（取締役会の内部委員会）の審議を経て決定してまいります。

6．資金の貸付その他信用供与の円滑化のための方策等

[基本方針]

さくら、住友両行は、早期健全化法の趣旨に則り、新商品の投入や各種施策の実行により各々国内向け信用供与の拡大に努めてまいりました。とりわけ健全な事業を営む中小企業や個人の資金需要に対しましては、金融の円滑化という社会的責務を果たすべく、積極的に対応し、平成 11 年度は両行合算で 6,612 億円の増加（国内向け中小企業貸出残高の実勢ベース、ユーロ円インパクトローンを除く）を達成いたしました。

新銀行におきましても、銀行の公共性、社会的責務を十分に認識し、両行が従来から行っております信用供与拡大に向けた取り組みを継続する方針であります。円滑な資金供給を通じて日本経済の再生、発展に資するべく、貸出資産の健全性維持に配慮しつつ、引き続き健全な中小企業や個人に対する信用供与に最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

[具体的方策]

新銀行においても引き続き重点的に取り組んでまいります、中小企業向け貸出の増加と、スモールマーケットにおける新たなビジネスモデルの構築を目指し、以下の方策を具体的に実行してまいります。

第一に、インターネットによる融資申込受付を始め、決済業務（EB）、情報提供、経営相談・コンサルティングに至る、中小企業の様々なニーズを総合的にサポートするパッケージサービス、「Value Door」により、あらゆるサービスをネットを通じてタイムリー且つ効率的に提供し、取引の紐帯強化を通じて資金需要の発掘に努めてまいります。また、専用ホームページの立ち上げ等サービス内容の拡充を進め、新時代の中小企業取引における新たなビジネスモデルを構築すべく積極的に取り組んでまいります。

第二に、中小企業向け貸出に特化した専門拠点を一段と拡充し、中小企業の資金ニーズに対して迅速かつ肌理細かいサービスを提供する体制を構築してまいります。住友銀

行では12年度上期より、また、さくら銀行でも12年度下期より、各々専門拠点の本格展開を開始し、すでに新銀行の中小企業取引専門拠点網の構築を実質的に終えております。新銀行では、中小企業のあらゆるニーズにお応えする窓口として専門拠点を「ビジネスサポートプラザ」と称し、駐在する専門スタッフが中小企業の資金ニーズに積極的にお応えしてまいります。

第三に、中小企業の資金ニーズに的確に対応するため、保証協会保証付き貸金など定型貸金等の新商品を積極的に提供してまいります。すでに、さくら銀行は、小口の資金ニーズに迅速に対応する、スコアリングモデルを活用した無担保貸金として「さくらビジネスローン」を、また、住友銀行におきましても「ビジネスサポートローン」を各々販売しておりますが、新銀行は、これら商品の統合と併せ商品性を拡充し、中小企業の資金ニーズにより細かな対応を行うとともに、販売体制の強化を図ってまいります。

また、両行が各々設定しておりますスモールビジネス取引の推進支援、商品開発を担当する部署をビジネスオーナー営業部として新銀行に継承いたします。同部内には事業開発グループを設置し、コンビニ等フランチャイズ加盟店・販売代理店事業者に対する定型貸金の提供等を展開し、新規の資金需要の組織的・効率的な発掘に努めてまいります。

さらに、新規先・成長企業取引の推進体制強化を図るため、対象マーケット・攻略企業を選定し、業種別の推進体制を構築いたします。法人業務部に業種別新規担当グループを設置するなど、優良な資金ニーズの開拓に最大限の努力をしてまいります。

(図表10)貸出金の推移

【さくら銀行】

(残高)

(億円)

		12/3月末 実績 (注3)	12/9月末 実績 (A)	末平比率 (注2)	13/3月末 計画 (注3)	備考
国内貸出	イバ ^o ク ^o ンを含むベース	303,436	297,440	100.2%	304,936	
	イバ ^o ク ^o ンを除くベース	288,097	283,789	100.5%	289,597	
中小企業向け貸出 (注1)	イバ ^o ク ^o ンを含むベース	147,561	145,235	101.8%	146,861	
	イバ ^o ク ^o ンを除くベース	143,267	141,150	101.9%	142,567	
	うち保証協会保証付貸出	18,675	17,734	100.8%	18,675	
	個人向け貸出(事業用資金を除く)	67,043	66,762	100.5%	70,793	
	うち住宅ローン	55,025	55,540	100.7%	58,775	
	その他	88,832	85,442	97.5%	87,282	
	海外貸出(注4)	15,963	14,885	100.4%	16,913	
	合計	319,399	312,325	100.2%	321,849	

(同実勢ベース<下表の増減要因を除く>)

		12/3月末 実績 (注3)	12/9月末 実績 (A)+(B)	13/3月末 計画 (注3)	備考
国内貸出	イバ ^o ク ^o ンを含むベース	303,436	299,893	307,936	
	イバ ^o ク ^o ンを除くベース	288,097	286,242	292,597	
中小企業向け貸出 (注1)	イバ ^o ク ^o ンを含むベース	147,561	147,411	148,561	
	イバ ^o ク ^o ンを除くベース	143,267	143,326	144,267	

(注1)中小企業向け貸出とは、資本金または出資金3億円(但し、卸売業は1億円、小売業、飲食業、サービス業は500万円)以下の法人または常用する従業員が300人(但し、卸売業・サービス業は100人、小売業、飲食業は50人)以下の法人向け貸出(個人に対する事業用資金を含む)を指す。

(注2)末平比率は月末残高/月中平均残高。

(注3)平成12年3月期の履行状況報告書(図表10-2)より引用。

(注4)当該期の期末レートで換算。

(不良債権処理等に係る残高増減)

(億円、うち()内は中小企業向け貸出)

	12年度 上期実績 (B)	12年度中 計画 (注4)	備考
貸出金償却	52 (52)	900 (300)	
CCPC向け債権売却額	0 (0)	0 (0)	
債権流動化(注1)	301 (498)	1,000 (900)	
会計上の変更(注2)	2,057 (1,585)	1,000 (500)	
協定銀行等への資産売却額(注3)	40 (40)	0 (0)	
その他不良債権処理関連	3 (1)	100 (0)	
計	2,453 (2,176)	3,000 (1,700)	

(注1)一般債権流動化のほか、債権の証券化を含む。

(注2)会計方法の変更により資産から控除される間接償却部分等。

(注3)金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第53条で定められた協定銀行等への債権売却額。

(注4)平成12年3月期の履行状況報告書(図表10-2)より引用。

【住友銀行】

(残高)

(億円)

		12/3月末	12/9月末	未平比率 (注2)	13/3月末	備考
		実績 (注3)	実績 (A)		計画 (注3)	
国内貸出	1-0円イバ°を含む°-ス	284,115	286,032	100.1%	280,615	
	1-0円イバ°を除く°-ス	274,451	279,220	102.2%	272,451	
中小企業向け貸出 (注1)	1-0円イバ°を含む°-ス	140,741	140,293	/	138,341	
	1-0円イバ°を除く°-ス	137,562	138,431		136,062	
	うち保証協会保証付貸出	12,899	12,202		13,399	
	個人向け貸出(事業用資金を除く)	61,802	60,013		62,302	
	うち住宅ローン	52,168	50,960		53,168	
	その他	81,572	85,726		79,972	
海外貸出等(注4)		29,471	31,876	98.9%	31,971	
合計		313,586	317,908	101.4%	312,586	

(同・実勢ベース<下表の増減要因を除く>)

(億円)

		12/3月末	12/9月末	13/3月末	備考
		実績 (注3)	実績 (A)+(B)	計画 (注3)	
国内貸出	1-0円イバ°を含む°-ス	284,115	286,788	283,115	
	1-0円イバ°を除く°-ス	274,451	279,976	274,951	
中小企業向け貸出 (注1)	1-0円イバ°を含む°-ス	140,741	141,739	140,841	
	1-0円イバ°を除く°-ス	137,562	139,877	138,562	

(注1) 中小企業向け貸出とは、資本金又は出資金3億円(但し、卸売業は1億円、小売業、飲食業、サービス業は50百万円)以下の法人または常用する従業員が300人(但し、卸売業・サービス業は100人、小売業、飲食業は50人)以下の法人向け貸出(個人に対する事業用資金を含む)を指す。

(注2) 未平比率は月末残高/月中平均残高。

(注3) 平成12年3月期の履行状況報告書(図表10-2)より引用。

(注4) 国内の外貨建貸出およびオフショア貸出を含む。当該期の期末レートで換算。

(不良債権処理等に係る残高増減)(億円、()内はうち中小企業向け)

	12年度 上期実績 (B)	12年度中 計画 (注4)	備考
債権流動化(注1)	1,006 (0)	0 (0)	
貸出金償却	+ 406 (+ 360)		
CCPC向け債権売却額	+ 418 (+ 418)	+ 2,500 (+ 2,500)	
会計上の変更(注2)	+ 315 (+ 158)		
協定銀行への資産売却額(注3)	+ 40 (+ 40)		
その他不良債権処理関連	+ 583 (+ 470)		
その他	0 (0)		
計	+ 756 (+ 1,446)	+ 2,500 (+ 2,500)	

(注1) 一般債権流動化のほか、債権の証券化を含む。

(注2) 会計方法の変更により資産から控除される間接償却部分等。

(注3) 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第53条で定められた協定銀行等への債権売却額。

(注4) 平成12年3月期の履行状況報告書(図表10-2)より引用。

**7. 株式等の発行等に係る株式等及び借入金につき利益をもって消却、払戻し、償還
又は返済に対応することができる財源を確保するための方策**

(1) 消却、払戻し、償還又は返済についての考え方

新銀行が受け入れることになる公的資金の総額は、優先株式による1兆3,010億円と、永久劣後債による2,000億円の計1兆5,010億円であります。そして、平成16年度までに公的資金を少なくとも半減させることを目標としております。

公的資金の返済につきましては、まず永久劣後債2,000億円をコール条項に基づいて平成15年3月に償還する方針であります。また、優先株式につきましては、平成14～16年度に合計5,500億円、利益による消却を計画いたしております。その結果、平成16年度までに公的資金を7,500億円返済でき、半減目標を達成する所存であります。

以上の返済を織り込みましても、平成16年度末における剰余金の水準は9,500億円以上に達する見込みであり、また、Tier 比率7%以上、B I S自己資本比率11%以上を各々達成可能な見込みであります。したがいまして、残る7,510億円の返済につきましては、経済状況や銀行界の状況等を勘案いたしまして、同年度末までのさらなる追加消却、平成17年度以降早期の返済を検討してまいります。

< 剰余金の積み上がり状況 >

(億円)

	13/3期 見込み	14/3期 計画	15/3期 計画	16/3期 計画	17/3期 計画	18/3期 試算	19/3期 試算
剰余金	4,804	6,533	7,062	7,994	9,554	13,117	16,688

(注) 15/3期、16/3期、17/3期に各々1,500億円、2,000億円、2,000億円の優先株式の利益消却を織り込んでおります。また、18/3期、19/3期につきましては、当期利益等の諸前提を17/3期と同一とした上で、優先株式の利益消却を織り込まないベースで試算したものです。

(2) 収益見通し

イ．平成 17 年 3 月期までの収益計画とその主要前提条件が変化した場合の変動見通し

今後の収益計画において前提となった諸条件が変動した場合の収益変動（業務純益ベース）につきましては、以下の通りであります。

(図表 11) 収益見通し (実質業務純益ベース)

(億円)

	13/3 月期	14/3 月期	15/3 月期	16/3 月期	17/3 月期
基準シナリオ (A)	6,700	7,000	7,700	8,700	9,500

< 主要前提条件 >

(%)

	13/3 月期	14/3 月期	15/3 月期	16/3 月期	17/3 月期
実質 GDP	1.5	1.7	1.8	1.9	2.1
短期金利 (3 ヵ月 Tibor)	0.35	0.50	0.75	1.00	1.20
国債指標銘柄	1.8	2.2	2.4	2.6	2.8

< 基準シナリオに対する変動見通し >

(億円)

	13/3 月期	14/3 月期	15/3 月期	16/3 月期	17/3 月期
楽観シナリオ (B)	n.a.	7,360	8,310	9,590	10,500
変化額 (B) - (A)	n.a.	+360	+610	+890	+1,000
悲観シナリオ (C)	n.a.	6,590	7,030	7,880	8,500
変化額 (C) - (A)	n.a.	410	670	820	1,000

< 楽観シナリオ・悲観シナリオの設定、計算根拠の概要 >

[楽観シナリオ]

民需主導の景気回復が持続、緩やかながら基準シナリオを上回るペースの経済成長を達成

資金需要の拡大により、個人、法人とも新規貸出が計画を超過達成

企業業績の一段の改善、資金需要の拡大によりリスクに見合った貸出利鞘の適正化が進展

円金利の上昇により、流動性預金の利鞘収益が拡大

円短期金利の上昇により、円貨トレジャリー収益が縮小

[悲観シナリオ]

景気回復は13年度に一旦減速、以降も基準シナリオを下回るペースの緩やかな回復に止まる

資金需要の減衰により、個人、法人とも新規貸出が計画を未達成

企業業績の低迷、資金需要の減衰によりリスクに見合った貸出利鞘の適正化が遅延

円金利の低位安定により、流動性預金の利鞘収益が縮小

円短期金利の低位安定により、円貨トレジャリー収益が拡大

ロ．リスク調整後部門別収益率の見通し

株主価値を継続的に創造していくためには、経営体力に見合った適正レベルにリスクをコントロールした上で、収益力の強化を図るという「健全性の維持」と「収益性の向上」の双方にバランスがとれた経営を行う必要があります。

健全性の維持

積極的にリスクをマネージし、健全性を維持していくために、各種リスク（信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務・システムリスク等）を統合的に管理する体制を構築いたします。とりわけ信用リスク管理に当たりましては、合併により大幅に拡充される企業情報を、ITを活用して最大限に有効利用することにより貸倒予測の精度を高め、与信ポートフォリオの最適化ならびに信用リスク調整後の収益の極大化を図ってまいります。

リスク資本コスト勘案後収益管理制度

「健全性の維持」と「収益性の向上」の双方のバランスを担保する経営管理制度として、銀行が抱える各種リスクを「リスク資本」という形で統合的に把握し、リスク資本に対するコストを勘案した「リスク資本コスト勘案後収益」を指標とする経営管理制度を構築してまいります。

リスク資本コスト勘案後収益 = 当期利益 - リスク資本額（注）× 資本コスト率

（注）リスク資本額とは、その業務から発生することが想定される最大損失をカバーする為に必要な資本の額であります。当面、信用リスク、市場リスク、事務・システムリスクについて、リスク資本額を把握してまいります。

リスク資本コスト勘案後収益は、コーポレートレベルにおいて、業務部門間の経営資源の最適配分を図るために、また、各業務部門のリスク勘案後の収益性評価のために活用してまいります。また、業務部門レベルにおいては、業務部門内のポートフォリオを組み替えていく上での判断尺度の1つとしてまいります。経営管理制度としてリスク資本コスト勘案後収益を活用することにより、健全性の維持と収益性の向上の双方にバランスの取れた業績拡大を図ってまいります。

8 . 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運用の確保のための方策

(1) 各種リスク管理の状況

リスク管理の基本方針

金融・経済の自由化、国際化の進展、情報通信技術の飛躍的な向上によって、金融機関のビジネスチャンスが拡大しているなかで、付随するリスクの性質が多様化・複雑化し、量的にも増加する傾向にあります。そして、今後の銀行経営においては、従来以上にリスクを十分に把握・分析し、適切にコントロールすることが重要になってきています。

このため、新銀行ではリスク管理を経営の重要課題の一つとして位置付け、各種リスクを統合的に管理していく体制を構築いたします。各種リスク管理は、リスクごとに業務部門から独立したリスク管理担当部を設置し、各リスク管理担当部が、リスク管理の基本方針、管理手法等を策定のうえ、各リスクの特性に則った適切な管理を推進いたします。また、リスクの計量化に注力し、それを測定・把握した上で、リスクの分散やヘッジといった手法を駆使することにより、積極的にリスクを運営してまいります。

<管理するリスクの種類と内容>

種 類	内 容
信用リスク	与信先の財務状況の悪化などにより、与信にかかる資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク
市場リスク	金利、為替、株式相場等の市場価値やそのボラティリティ等の不利な方向への変動により、保有する資産や負債の価値が変動し、損失を被るリスク
流動性リスク	市場（商品）流動性リスク 市場あるいは商品へのアクセスが困難になり、必要な時間に、適切な価格で希望する量の取引が困難となり、損失を被るリスク 資金流動性リスク 運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出等により資金調達に支障をきたし、決済日に支払い義務を履行できなくなる、或いは通常よりも著しい高い金利での資金調達を余儀なくされ、損失を被るリスク
事務リスク	事務上のミス等により、損失を被るリスク
システムリスク	システムのトラブル・損壊、不正利用等により、損失を被るリスク
法務リスク	法令遵守違反の行為等により、損失を被るリスク

各種リスク管理の状況

各種リスクに対する管理体制は、図表 12 の通りであります。

図表 12 に加えまして、市場・流動性・システム各リスク、コンプライアンスについては監査部が、信用リスクについては資産監査部が、事務リスクについては検査部が、各々監査・検査を行う体制といたします。これらの監査・検査担当部署は、いずれも業務部門、およびリスク管理部署を含む本社部門から独立した、業務監査部門として位置づけ、十分な牽制機能を確保してまいります。

(図表 12) 新銀行のリスク管理体制

種 類	管理担当部署	今後の管理体制
信用リスク	融資企画部 (国際審査部)	<ul style="list-style-type: none"> ・与信の基本規程として「クレジットポリシー」を定め、これを踏まえたリスク管理の基本方針を定期的に取り締役ににて策定し、それに則った管理・運営を実施。 ・管理体制は、取締役会を頂点として、その内部組織であるリスク管理委員会の他、信用リスク会議(仮称)を経営レベルでの審議・決定等の場として設置。 ・また、信用リスクを統合的・定量的・経常的に把握するための「信用リスクモデル」、リスクに応じた効率的な与信運営を実施するための「与信プロセス」、リスク制御やリスク分散、与信構成の最適化を図るための「ポートフォリオ管理」等をリスク管理の基本要件として認識し、管理を実施。 ・連結ベースのリスク管理については、リスクの度合いに応じた管理体制の整備を、信用リスクの大きい先から優先的に実施する方針。 ・また、特定の国への与信集中回避のため、カントリーリスクの評価をふまえた国別与信上限(国別基準額)及び国別与信枠の設定と残高管理を実施。
市場リスク	統合リスク管理部	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理の基本方針を定期的に取り締役ににて策定し、それに則った管理・運営を実施。 ・管理体制は、取締役会を頂点として、その内部組織であるリスク管理委員会の他、市場リスク会議(仮称)、ALM委員会(仮称)等を経営レベルでの審議・決定等の場として設置。更に、相互牽制体制の確立のため、フロント、ミドル、バックの組織・権限の分離を実施。 ・管理すべきリスクを特定し、各リスクに応じた管理手法により適切に把握。その状況については、定期的な、また必要に応じて随時、経営に報告を実施。 ・連結ベースのリスク管理については、当面、連結子会社の管理体制の整備を優先し、リスクの度合いおよび管理体制に応じた管理区分分類に応じて行う方針。

種 類	管理担当部署	今後の管理体制
流動性リスク	統合リスク管理部	<ul style="list-style-type: none"> ・流動性リスクは、リスク管理の基本方針を定期的に取り締役会にて策定し、それに則って、市場リスクに準じた体制により管理・運営を実施。 ・市場流動性リスクについては、各拠点別に極度額を設定すると共に、ガイドラインを設け、モニタリングによるリスク状況の把握、状況に応じた管理を実施。 ・資金流動性リスクについては、全体の資金繰り計画等を前提に格付等に応じたリスク管理フェーズを設定。フェーズ毎に円貨、外貨別の資金ギャップ管理を実施。 ・リスク状況については、定期的に、また必要に応じて随時、経営に報告を実施。 ・コンティンジェンシープランも策定。 ・連結ベースのリスク管理については、当面、連結子会社の管理体制の整備を優先し、リスクの度合いおよび管理体制に応じた管理区分分類を行い管理。
事務リスク	事務統括部	<ul style="list-style-type: none"> ・事務リスクについては、事務リスク管理体制や事務運営・事務処理に関する基本的指針・原則として「事務基本規程」を制定。これを踏まえたリスク管理の基本方針を定期的に取り締役会にて策定し、それに則った管理・運営を実施。 ・システム統合までは、旧両行事務手続が併存するが、事務面でのコンプライアンス、リスク管理関連手続は、合併時点より一元化。統一的な事務リスク管理を推進可能な体制を確保。 ・国内営業部店を中心とした事務リスク計量化を実施し、リスク状況の経常的把握に注力。
システムリスク	情報システム企画部	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理の基本方針を定期的に取り締役会にて策定し、それに則った管理・運営を実施。 ・システム統合までは、旧両行のシステムが併存するものの、システム面でのリスク管理手続きは合併時点より一元化。統一的なシステムリスク管理を実行可能な体制を確保する方針。 ・情報システムのセキュリティーポリシーを策定し、その定着のため、体制の整備等を図る。
コンプライアンス(法務リスクを含む)	総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンスについては、取締役会にて全役職員が遵守すべき行動原則としての「コンプライアンス・マニュアル」を制定すると共に、コンプライアンス・マニュアルを実現するための年間計画である「コンプライアンス・プログラム」を策定する。 ・コンプライアンス・プログラムについては、総務部が、関係本部や各本部・営業店に配置されたコンプライアンス担当者等との連携を保ちつつ、推進する。

(2) 与信業務に係る決裁権限の状況

新銀行の与信決裁権限につきましては、リスクに応じた重点管理を行うことを目的に、債務者の信用リスクを段階的に示した債務者格付を基準とした与信権限体系を導入いたします。具体的には、リスクの低い与信先・案件につきましては、営業部店長に決裁権限を委譲する一方、リスクの高い与信先・案件につきましては、所管審査部が重点的に管理を行う体制といたします。なお、一定のリスク以上の与信先・案件につきましては、複数の担当役員が決裁するとともに、経営会議に適宜報告することといたします。

また、新銀行の与信ポートフォリオ上の重要課題である与信集中リスク等の管理につきましては、特定大口先に対する与信方針・与信限度枠等を定期的に経営会議に付議・報告する「ローンレビュー制度」を導入いたします。

さらに、信用リスク管理制度、資産内容の健全性、与信運営状況等の監査を所管する資産監査部を設置することにより、資産の健全性と経営の透明性の維持・改善支援を図ってまいります。

新銀行では、このようなリスクに応じた効率的な決裁権限体系・監査体制を構築することにより、リスク管理レベルの維持・向上と効率的な運営を図り、顧客要望に迅速に対応してまいります。

(3) 債務者格付、案件格付による管理の状況

債務者格付による管理

取引先評価の標準化・精緻化による信用リスク管理の高度化を図るため、財務構成指標に加えてキャッシュフローを中心とした債務返済能力を総合的に評価する債務者格付制度を導入いたします。また、格付履歴や今後の業績見込みに加え、経営面、営業面の評価を行うことにより、債務者格付の見通しを示した格付アウトLOOK制度もあわせて導入いたします。

債務者格付は、取引先の財務諸表の健全性をあらかず定量モデルによる評価をもとに、財務諸表に現れない含み損益、企業グループ総体としての連結財務諸表、自己査定評価

を加味した上で、総合的に決定いたします。また、債務者モニタリング制度の導入により、一定のトリガーに基づいて取引先の経営実態や財務状況、資金繰りを経常的に把握し、適時適切に債務者格付の見直しを行うとともに、与信方針や行動計画に反映させる体制とすることといたします。

債務者格付につきましては、与信ポートフォリオ全体の信用リスクの定量的な把握やリスク集中状況の分析等をはじめ、与信ポートフォリオの最適化運営やリスク資本勘案後の収益を指標とした経営管理、適正な償却引当水準の算定等、業務運営に幅広く活用していく方針です。

なお、新銀行で導入予定の債務者格付体系は以下の通りです。国内・海外共通で、自己査定 of 債務者区分とも整合した体系といたします。

＜債務者格付体系＞

格付	定 義	自己査定 of 債務者区分
1	債務履行の確実性は極めて高い水準にある。	正常先
2	債務履行の確実性は高い水準にある。	
3	債務履行の確実性は十分にある。	
4	債務履行の確実性は認められるが、将来景気動向、業界環境等が大きく変化した場合、その影響を受ける可能性がある。	
5	債務履行の確実性は当面問題ないが、先行き十分とは言えず、景気動向、業界環境が変化した場合、その影響を受ける可能性がある。	
6	債務履行は現在問題ないが、業況、財務内容に不安な要素があり、将来債務履行に問題が発生する懸念がある。	要注意先
7	貸出条件、履行状況に問題、業況低調ないしは不安定、財務内容に問題等、今後の管理に注意を要する。	
8	現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる。	破綻懸念先
9	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている。	実質破綻先
10	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している。	破綻先

(注) 上記の債務者格付内において、A・B・C等の区分を用いて細分化し、より精緻に運営する方針。

案件格付による管理

同一の取引先に対する与信取引であっても、取引案件毎の与信条件によって、損失可能性、すなわち実際の信用リスクの程度が異なります。

このため、債務者の信用リスクを段階的に表現した債務者格付に加え、案件毎の信用リスクの度合いを示す指標として、案件格付制度を導入いたします。

案件格付は、取引先の信用力評価に加え、与信案件毎に 保証の有無、 与信期間、担保の種類、 その他の回収効果を勘案し、決定いたします。稟議を行う際には、案件格付をもとに案件毎の信用リスクの評価を行うとともに、リスクに見合った適正なリターンが得られているかを判断いたします。

(4) 資産内容

イ．金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第 3 条第 2 項の措置後の財務内容

「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」に基づいて、査定した資産を「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」及び「正常債権」に 4 区分して、各債権額を開示いたします。

平成 12 年 9 月期における両行の開示債権額および引当方針については、図表 13 の通りであります。

ロ．リスク管理債権

平成 12 年 9 月期における両行のリスク管理債権については、図表 14 の通りであります。

(図表13)法第3条第2項の措置後の財務内容

【さくら銀行】

(億円)

	12/3月末 実績(単体)	12/9月末 実績(単体)	12/9月末 実績(連結)	保全部分を除いた分の引当方針 および具体的な目標計数
破産更生債権及び これらに準ずる債権	3,947	4,399		自己査定により 分類は全額直接償却、時価依存部分にあたる 分類は100%個別引当金を計上する。
危険債権	8,808	7,291		担保等により保全されていない部分に対し原則70%以上の引当率で個別引当金を計上する。
要管理債権	4,480	2,150		米国基準のSubstandard並みの引当率(15%)で一般貸倒引当金を計上する。
正常債権	331,849	327,575		要管理債権以外の要注意先は信用リスクに応じ2つに区分し、平均残存期間を勘案して夫々の倒産確率から算出した予想損失額を一般貸倒引当金に計上する。 正常先については信用リスク計量化による今後1年間の予想損失額を一般貸倒引当金に計上する。

(注)連結ベースについては算定しておりませんので記載しておりません。

引当金の状況

(億円)

	12/3月末 実績(単体)	12/9月末 実績(単体)	12/9月末 実績(連結)
一般貸倒引当金	1,988	1,820	2,018
個別貸倒引当金	4,540	3,162	3,945
特定海外債権引当勘定	76	108	116
貸倒引当金 計	6,604	5,090	6,080
債権売却損失引当金	948	702	727
特定債務者支援引当金	-	-	-
小計	7,553	5,793	6,807
特別留保金	-	-	-
債権償却準備金	-	-	-
小計	-	-	-
合計	7,553	5,793	6,807

【住友銀行】

(億円)

	12/3月末 実績(単体)	12/9月末 実績(単体)	12/9月末 実績(連結)	保全部分を除いた分の引当方針 および具体的な目標計数
破産更生債権及び これらに準ずる債権	1,908	1,818		回収不能額を全額償却(直接減額を含む)ないし引当。
危険債権	13,512	18,387		回収可能額を減算し、債務者の支払能力を総合的に判断して必要額を引当。
要管理債権	3,750	1,440		過去の貸倒実績率及び対象債権の平均残存期間等を勘案し、将来の予想損失額を引当。引当率は債務者宛債権総額に対して15%。
正常債権	328,498	329,879		自己査定 of 債務者区分(要注意先、正常先)に応じて、過去の貸倒実績率に基づいて将来の予想損失額を引当。なお、要注意先に係る債権(除く要管理先債権)については債務の履行状況、信用格付等を勘案して幾つかのグループに細分化して引当。

(注)連結ベースについては算定しておりませんので記載しておりません。

引当金の状況

(億円)

	12/3月末 実績(単体)	12/9月末 実績(単体)	12/9月末 実績(連結)
一般貸倒引当金	3,576	2,297	2,320
個別貸倒引当金	5,391	7,175	7,699
特定海外債権引当勘定	123	116	117
貸倒引当金 計	9,090	9,588	10,136
債権売却損失引当金	1,116	654	693
特定債務者支援引当金	-	-	-
小計	10,206	10,243	10,828
特別留保金	-	-	-
債権償却準備金	-	-	-
小計	-	-	-
合計	10,206	10,243	10,828

(図表14)リスク管理債権情報(注1)

【さくら銀行】

(億円、%)

	12/3月末 実績(単体)	12/9月末 実績(単体)	12/9月末 実績(連結)
破綻先債権額(A)	1,566	1,656	1,955
会計上の変更により減少した額(注2)	3,605	3,773	4,796
延滞債権額(B)	10,677	9,658	12,103
会計上の変更により減少した額(注2)	4,418	5,498	7,294
3か月以上延滞債権額(C)	352	535	627
貸出条件緩和債権額(D)	4,127	1,615	1,875
金利減免債権	1,032	1,021	1,048
金利支払猶予債権	0	0	0
経営支援先に対する債権	2,827	343	343
元本返済猶予債権	267	182	414
その他	0	68	68
合計(E)=(A)+(B)+(C)+(D)	16,723	13,466	16,560
比率 (E)/総貸出	5.24	4.31	4.96

【住友銀行】

(億円、%)

	12/3月末 実績(単体)	12/9月末 実績(単体)	12/9月末 実績(連結)
破綻先債権額(A)	730	750	921
会計上の変更により減少した額(注2)	1,612	1,694	2,269
延滞債権額(B)	14,361	18,940	20,980
会計上の変更により減少した額(注2)	5,446	5,753	7,390
3か月以上延滞債権額(C)	403	249	674
会計上の変更により減少した額(注2)	-	-	41
貸出条件緩和債権額(D)	3,347	1,191	1,651
会計上の変更により減少した額(注2)	-	-	-
金利減免債権	1,802	466	847
金利支払猶予債権	0	0	17
経営支援先に対する債権	63	69	69
元本返済猶予債権	1,482	587	602
その他	-	69	116
合計(E)=(A)+(B)+(C)+(D)	18,841	21,130	24,226
比率 (E)/総貸出	6.01	6.64	7.26

(注1)全銀協の「有価証券報告書における「リスク管理債権情報」の開示について」

(平成10年3月24日付、平10調々第43号)の定義に従うものとし、貸出条件緩和債権の項目に該当するものについては最も適当と判断した項目に計上しております。

(注2)会計方法の変更により資産から控除される間接償却部分。

(5) 償却・引当方針

イ．公的資金による株式等の引受等を踏まえた自主的・積極的な償却・引当方針

a. 基本的考え方

償却・引当につきましては、日本公認会計士協会の実務指針、金融検査マニュアル等関係諸法令等に沿って策定する自己査定マニュアルに基づいて、半期毎に自己査定を行い、その結果に基づき、適切に実施してまいります。新銀行の自己査定マニュアルにつきましては、さくら、住友両行の自己査定マニュアルの統一作業を現在行っているところではありますが、平成12年度下期における自己査定につきましては、基本的に両行同一基準で実施する予定であります。

自己査定の体制といたしましては、支店・法人営業部等営業店における第一次査定、審査部署における第二次査定を経たうえで、これらの業務部門から独立した資産監査部において監査を実施することにより、業務部門に対する十分な牽制機能を確保し、自己査定を正確に実施するための体制を構築してまいります。

b. 償却・引当方法の概要

新銀行の自己査定制度は、債務者の実態バランスを踏まえた財務指標や延滞等の状況に基づく定量判断をベースに、業況の改善(悪化)傾向や母社・グループによる支援体制等の定性判断を加味して、債務者の実態的な信用状況を総合評価するプロセスといたします。このプロセスを経て判定される債務者区分ごとの償却・引当の考え方は以下の通りであります。

正常先・要注意先：過去の債務者格付推移確率に基づく予想損失率を基準として一般貸倒引当金を計上。

破綻懸念先：債権額から担保処分等による回収可能額を控除した残額に対し、債務者の支払能力を総合的に判断して必要額を引当。

実質破綻先・破綻先：回収不能額を全額償却・引当。

なお、平成12年9月期における両行の不良債権処理状況、および償却原資につきましては、図表15～16の通りであります。

(図表15)不良債権処理状況

【さくら銀行】

(億円)

	単体		連結	
	12/3月期 実績	12/9月期 実績	12/3月期 実績	12/9月期 実績
不良債権処理損失額(A)	4,645	1,154	5,383	1,864
貸出金償却	1,133	747	1,223	906
個別貸倒引当金繰入額	1,947	131	2,567	679
CCPC向け債権売却損	925	241	930	242
協定銀行等への資産売却損(注1)	2	1	5	1
その他債権売却損	139	0	139	3
その他	496	32	517	32
一般貸倒引当金繰入(B)	146	167	153	306
合計(A)+(B)	4,499	986	5,230	1,558

【住友銀行】

(億円)

	単体		連結	
	12/3月期 実績	12/9月期 実績	12/3月期 実績	12/9月期 実績
不良債権処理損失額(A)	6,419	3,272	7,043	3,620
貸出金償却	3,474	545	4,391	733
個別貸倒引当金繰入額	2,530	2,665	2,191	2,815
CCPC向け債権売却損(注2)	26	-	26	-
協定銀行等への資産売却損(注1)	8	2	8	2
その他債権売却損	188	30	223	40
特定海外債権引当勘定繰入額	31	7	31	7
その他	224	37	235	37
CCPC向け売却済債権引当損(注2)	224	37	235	37
その他	-	-	-	-
一般貸倒引当金繰入額(B)	388	1,279	292	1,338
合計(A)+(B)	6,807	1,993	7,335	2,281

(注1) 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第53条で定められた協定銀行等への債権売却損。

(注2) 「CCPC向け債権売却損」には1次ロスを計上し、「CCPC向け売却済債権引当損」には2次ロス及び債権売却損失引当金繰入額を計上しております。

(図表16)不良債権償却原資

【さくら銀行】

(億円)

	単体		連結	
	12/3月期 実績	12/9月期 実績	12/3月期 実績	12/9月期 実績
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	3,134	1,668	3,134	1,668
国債等債券関係損益	24	13	36	5
株式等損益	3,417	165	3,429	91
不動産処分損益	61	39	122	24
内部留保利益	-	-	-	-
その他(法人税等調整額)	-	-	-	6
合計	6,490	1,464	6,441	1,558

(注)業務純益の連結欄には、便宜上、単体の業務純益を記載しております。

【住友銀行】

(億円)

	単体		連結	
	12/3月期 実績	12/9月期 実績	12/3月期 実績	12/9月期 実績
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	3,894	2,036	3,894	2,036
国債等債券関係損益	40	8	40	8
株式等損益	4,867	1,395	5,156	2,523
不動産処分損益	69	63	83	64
内部留保利益	-	-	-	-
その他	-	-	899	225
合計	8,692	3,368	9,866	4,720

(注)業務純益の連結欄には、便宜上、単体の業務純益を記載しております。なお、連結子会社営業利益相当部分を「その他」に記載しております。

c. 債権放棄に対する考え方

不良債権をバランスシートから切り離す手段の一つとしての債権放棄につきましては、法的破綻処理等との処理方法の違いによる経済合理性に基づくだけでなく、モラルハザードを回避する観点から、次の3つの要件を満たす場合に限定すべきものと考えております。

債権放棄による財務状況の改善により対象企業の経営再建が実現する可能性が高く、残存債権の回収がより確実になると見込まれること。

利害の対立する複数の支援者間の合意により策定されるなど、合理的な再建計画に基づくこと。

抜本的なリストラが行われる等、対象企業の経営責任が明確化され、債権放棄が社会通念上合理的であると認められること。

ロ. 管理部等における管理・回収方針

[組織的な対応]

新銀行では、問題先の債務者区分および個社の状況等に応じて対応方針を明確化した上で、方針の実現のために必要な人材・ノウハウを集約した特定の審査部署ならびにフロント部署を設置し、不良債権問題への早期決着を図ってまいります。

債務者区分において破綻あるいは実質破綻に属する問題先については、従来にも増して回収の極大化を図っていきます。専任の審査部署として、融資管理部を設置し、回収処理方針の策定と進捗管理を行ってまいります。また、回収にあたっては、問題先担当の法人営業部に加え、さくら債権回収サービス（サービサー）をフロント部署として活用し、回収業務の効率化・スピードアップを図ってまいります。

破綻懸念先および要注意・要管理先については、とりわけ大口の与信先に対する管理を強化し、クレジットコストの極小化を図ってまいります。フロント部署としては、大口問題先を中心に担当する法人営業部を設置し、審査経験の豊富なスタッフを中心に、

個社の状況に応じて方針を明確化のうえ問題先の管理・回収を進めてまいります。また、問題先担当の審査部署を設置し、問題先担当の法人営業部が策定する個社別対応方針ならびに個別与信稟議の審査を行うとともに、与信運営等に対する指導を行ってまいります。

[不良債権の投資家宛売却の促進]

不良債権は、貸倒引当金の計上による会計上の処理を実施しただけでは、依然として固定的な不稼働資産がバランスシートに残ります。これにより、引き続き与信管理コストが必要となり、また担保価値の下落による追加損失リスクを伴い、更には固定化された資金の有効活用も阻害されることとなります。従って、新銀行においても、不良債権を極力早期に回収することを第一優先課題として、組織的な手当を始めとした各種施策を積極的に実施し、また経営資源も前広に投入してまいります。ただし、中でも担保処分が困難で回収に長時間を要する債権、あるいは担保価値の極めて低い債権等については、資金回収の前倒しおよび与信管理コストの削減の観点から、極力早期に見極めを行い、バルクセール等のスキームも活用していく必要があります。

さくら、住友両行は、従来からバルクセールを積極的に利用してきておりますが、新銀行においても同様の方針に則り、より一層の投資家の開拓、売却スキームの多様化を図った上で、不良債権の最終処理を進めていく方針です。

八．行内格付ごとの償却・引当目処

平成 12 年度上期における行内企業格付ごとの倒産発生状況は図表 17 の通りであります。

(図表17) 平成12年度上期の倒産先

【さくら銀行】 (件数、億円)

倒産1年前の 行内格付	件数	金額
格付1	0	0
格付1 -	0	0
格付2	0	0
格付3	0	0
格付4 a	0	0
格付4 b	0	0
格付4 c	1	4
格付5 a	1	2
格付5 b	4	15
格付5 c	4	4
格付6 a	10	14
格付6 b	7	4
格付6 c	11	11
格付7	6	7

(基準日) 平成12年9月30日

(注1) 小口(与信額50百万円未満)は除いております。

(注2) 金額は基準日現在の与信額を記載しております。

【住友銀行】 (件数、億円)

倒産1年前の 行内格付	件数	金額
A	0	0
B +	0	0
B	1	1
B -	0	0
C	7	13
C -	37	224
D	47	167
E	36	124

(基準日) 平成12年9月30日

(注1) 小口(与信額50百万円未満)は除いております。

(注2) 金額は倒産時の与信額を記載しております。

(6) 含み損益の状況

両行の保有する有価証券、不動産等の平成 12 年 9 月期における含み損益は図表 18 の通りであります。

(7) 金融派生商品等取引動向

オフバランス取引の契約額、想定元本残高、信用リスク相当額（与信相当額）については、図表 19 の通りであります。

また、オフバランス取引における信用リスクの信用力別構成として、取引相手の格付別に、MTM（マーク・トゥ・マーケット）残高に対する信用コストおよびリスク量を試算した結果は図表 20 の通りであります。

以 上

(図表18) 含み損益総括表

【さくら銀行】

(億円)

	12/3月末(単体)				
	貸借対照表 価 額	時 価	評価損益	評価益	評価損
有価証券(注1)	69,116	75,744	6,627	11,038	4,410
債券	23,940	23,661	278	72	351
株式	35,463	42,292	6,829	10,756	3,926
その他	9,712	9,789	77	210	132
金銭の信託(注1)	723	726	3	5	2
再評価差額金(注3)	409	1,219	810	875	65
不動産含み損益	-	-	-	-	-
その他資産の含み損益(注4)			2,467		

	12/9月末(単体)				
	貸借対照表 価 額	時 価	評価損益	評価益	評価損
有価証券(注1,2)	73,071	73,816	744	5,479	4,735
債券	27,458	27,187	271	58	329
株式	35,541	36,790	1,249	5,386	4,137
その他	10,071	9,838	233	35	268
金銭の信託(注1)	500	506	6	8	1
再評価差額金(注3)	396	1,173	776	842	65
不動産含み損益	-	-	-	-	-
その他資産の含み損益(注4)			724		

	12/3月末(連結)				
	貸借対照表 価 額	時 価	評価損益	評価益	評価損
有価証券(注1)	69,287	75,835	6,547	11,094	4,546
債券	24,568	24,301	266	88	355
株式	35,158	41,963	6,805	10,833	4,028
その他	9,561	9,570	9	172	163
金銭の信託(注1)	725	728	3	5	2
再評価差額金(注3)	3,804	4,952	1,148	1,214	65
不動産含み損益	-	-	-	-	-
その他資産の含み損益(注4)			2,474		

	12/9月末(連結)				
	貸借対照表 価 額	時 価	評価損益	評価益	評価損
有価証券(注1,2)	76,688	77,238	549	5,554	5,004
債券	31,467	31,182	284	76	360
株式	34,713	35,816	1,102	5,442	4,340
その他	10,507	10,239	268	35	303
金銭の信託	500	506	6	8	1
再評価差額金(注1)	3,807	4,922	1,114	1,180	65
不動産含み損益(注3)	-	-	-	-	-
その他資産の含み損益(注4)			774		

- (注1) 「有価証券」及び「金銭の信託」の「時価」は、上場有価証券については決算期末日のスポット時価により、また店頭売買有価証券等のうち時価が合理的に算定可能なものについては決算期末日の時価相当額により算出しております。その他のものについては帳簿価額としております。
但し、12年9月末の「株式」の中で子会社・関連会社株式に該当しないものについては、中間決算期末前1か月の市場の平均価格により「時価」を算出しております。
- (注2) 12年9月末の「有価証券」には、貸借対照表に計上されているもののほか、「買入金銭債権」で処理されたCP、「預け金」で処理された譲渡性預け金を含んでおります。
- (注3) 再評価差額は、「土地の再評価に関する法律」に基づき、平成10年3月31日に再評価を行った金額に基づいております。
また、「貸借対照表価額」欄及び「時価」欄は、再評価を行った土地について再評価前の帳簿価額及び再評価後の帳簿価額をそれぞれ記載しております。
- (注4) 「その他資産の含み損益」には、デリバティブ取引(先物取引、先渡取引、スワップ取引及びオプション取引等)に係る評価損益を計上しております。
また、特定取引(トレーディング取引)に含まれます有価証券及びデリバティブ取引につきましては、その評価損益を損益計算書に計上しておりますので、上記記載から除いております。
なお、12年9月末につきましては、「銀行業において『新外為経理基準』を継続適用した場合の当面の監査上の取扱い」(日本公認会計士協会平成12年4月10日)に基づき、期間計算を行っている通貨スワップ取引に係る評価損益を計上しております。

【住友銀行】

(億円)

	12/3月末(単体)				
	貸借対照表 価額	時価	評価損益	評価益	評価損
有価証券(注1)	89,822	98,836	9,013	12,592	3,579
債券	44,211	44,205	5	336	342
株式	34,272	43,317	9,044	12,219	3,174
その他	11,338	11,313	25	36	61
金銭の信託(注1)	1,088	1,088	0	0	-
再評価差額金(注3)	962	3,744	2,781	3,047	265
不動産含み損益	-	-	-	-	-
その他資産の含み損益(注4)	26	1,383	1,409		

	12/9月末(単体)				
	貸借対照表 価額	時価	評価損益	評価益	評価損
有価証券(注1、2)	114,025	118,079	4,053	7,771	3,717
債券	67,801	67,550	250	137	388
株式	32,556	36,941	4,384	7,608	3,223
その他	13,667	13,587	80	25	105
金銭の信託(注1)	612	581	31	5	36
再評価差額金(注3)	961	3,714	2,753	3,018	265
不動産含み損益	-	-	-	-	-
その他資産の含み損益	-	-	-	-	-

	12/3月末(連結)				
	貸借対照表 価額	時価	評価損益	評価益	評価損
有価証券(注1)	89,688	101,483	11,794	15,537	3,742
債券	45,616	45,608	8	342	350
株式	33,965	43,112	9,147	12,422	3,275
その他	10,107	12,762	2,655	2,772	117
金銭の信託(注1)	1,090	1,089	0	0	0
再評価差額金(注3)	986	3,789	2,803	3,075	271
不動産含み損益	-	-	-	-	-
その他資産の含み損益(注4)	27	1,280	1,307		

	12/9月末(連結)				
	貸借対照表 価額	時価	評価損益	評価益	評価損
有価証券(注1、2)	113,841	119,828	5,987	9,716	3,729
債券	70,246	70,000	246	148	394
株式	30,413	35,026	4,613	7,790	3,176
その他	13,182	14,802	1,620	1,779	159
金銭の信託(注1)	613	582	32	7	39
再評価差額金(注3)	985	3,759	2,775	3,047	272
不動産含み損益	-	-	-	-	-
その他資産の含み損益	-	-	-	-	-

(注1) 「有価証券」及び「金銭の信託」の「時価」は、上場有価証券については決算期末日のスポット時価により、また店頭売買有価証券等のうち時価が合理的に算定可能なものについては決算期末日の時価相当額により算出しております。その他のものについては帳簿価額としております。

但し、12年9月末の「株式」の中で子会社・関連会社株式に該当しないものについては、中間決算期末前1か月の市場の平均価格により「時価」を算出しております。

(注2) 12年9月末の「有価証券」には、貸借対照表に計上されているもののほか、「買入金銭債権」で処理されたCP、貸付債権信託受益権、「預け金」で処理された譲渡性預け金を含んでおります。

(注3) 再評価差額金は、「土地の再評価に関する法律」に基づき、平成10年3月31日に再評価を行った金額に基づいております。なお、国内銀行連結子会社については、平成11年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。

また、「貸借対照表価額」欄及び「時価」欄は、再評価を行った土地について再評価前の帳簿価額及び再評価後の帳簿価額をそれぞれ記載しております。

(注4) 「その他資産の含み損益」には、デリバティブ取引(先物取引、先渡取引、スワップ取引及びオプション取引等)に係る評価損益を計上しております。

また、特定取引(トレーディング取引)に含まれます有価証券及びデリバティブ取引につきましては、その評価損益を損益計算書に計上しておりますので、上記記載から除いております。

(図表19) オフバランス取引総括表

【さくら銀行】

(億円)

	契約金額・想定元本			信用リスク相当額(与信相当額)		
	11/3月末	12/3月末	12/9月末	11/3月末	12/3月末	12/9月末
金融先物取引	380,285	379,033	224,128	-	-	-
金利スワップ	850,272	761,933	642,002	14,578	10,470	9,162
通貨スワップ	44,995	36,419	34,113	4,257	4,349	3,636
先物外国為替取引	118,488	73,015	103,719	3,367	1,330	2,101
金利オプションの買い	96,742	141,147	42,991	524	458	425
通貨オプションの買い	4,735	3,348	4,209	125	86	142
その他の金融派生商品	224,445	310,419	96,389	649	605	107
一括ネットティング契約による与信相当額削除効果	-	-	-	10,243	5,744	5,321
合計	1,719,964	1,705,318	1,147,551	13,258	11,557	10,253

(注) B I S 自己資本比率基準ベースに取引所取引、オプションの売り及び原契約2週間以内の取引を加えたものです。

【住友銀行】

(億円)

	契約金額・想定元本			信用リスク相当額(与信相当額)		
	11/3月末	12/3月末	12/9月末	11/3月末	12/3月末	12/9月末
金融先物取引	1,000,749	1,107,427	1,012,955	-	-	-
金利スワップ	920,260	922,946	912,747	18,664	13,953	12,308
通貨スワップ	87,061	69,398	68,386	6,461	5,285	4,754
先物外国為替取引	606,803	419,779	485,206	21,185	11,741	12,282
金利オプションの買い	26,583	20,035	23,542	309	248	250
通貨オプションの買い	8,298	9,646	13,975	290	273	286
その他の金融派生商品	46,407	58,506	108,053	97	250	562
金利オプションの売り	31,421	28,554	31,010	-	-	-
通貨オプションの売り	14,883	11,848	13,809	-	-	-
一括ネットティング契約による与信相当額削除効果	-	-	-	21,922	13,011	12,677
合計	2,742,465	2,648,139	2,669,683	25,086	18,739	17,765

(注) B I S 自己資本比率基準ベースに取引所取引、オプションの売り及び原契約2週間以内の取引を加えたものです。

(図表20) 信用力別構成(12/9月末時点)

【さくら銀行】 (億円)

	格付BBB/Baa以上に相当する信用力を有する取引先	格付BB/Ba以下に相当する信用力を有する取引先	その他(注)	合計
信用リスク相当額(与信相当額)	8,188	1,924	140	10,252
信用コスト	1	5	0	6
信用リスク量	115	327	50	492

(注)個人取引(外貨定期)、公表または行内格付がない先(スワップ・ハウス・ファイナンスカンパニーを含む)に対する取引等。

【住友銀行】 (億円)

	格付BBB/Baa以上に相当する信用力を有する取引先	格付BB/Ba以下に相当する信用力を有する取引先	その他	合計
信用リスク相当額(与信相当額)	4,373	103	55	4,531
信用コスト	2	4	1	7
信用リスク量	7	6	1	14

(注)住友銀行市場営業第一～第三部での金融機関に対するデリバティブ取引(通貨オプションを含む)を対象として試算いたしております。